

長野県自然環境保全条例取扱要領

昭和54年9月25日
改正 昭和61年1月24日
昭和63年6月1日
平成8年3月25日
平成13年3月27日
平成29年3月31日

第1 総則

(趣旨)

1 長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定による保全事業の執行の承認又は第10条第1項に規定する県自然環境保全地域特別地区内、第12条第1項に規定する普通地区内、第15条第1項に規定する郷土環境保全地域内若しくは第19条第1項に規定する大規模開発調整地域内において行う行為に関する許可、届出、報告、自然保護協定の締結、違反行為に対する措置若しくは損失補償等については、条例及び長野県自然環境保全条例施行規則（昭和54年長野県規則第30号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(条例運用の基本的な考え方)

2 信州の自然は、人間が生存するための基盤として、我々が祖先から受け継いだ貴重な遺産である。条例は、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）の基本理念にのっとり、自然環境の保全に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより現在及び将来の県民の良好な生活環境の保全を図り、住みよい県土の実現に資することを目的としている。そして、条例の趣旨は、開発を画一的に否定するものではないが、開発が当該地域住民の同意を得つつ地域の自然的立地条件に即し、適切な開発が行われるよう配慮しようとするものである。条例は、この考え方方に沿って適切に運用されなければならないものである。

(国等が行う行為に対する準用)

3 条例第14条第1項又は第2項（条例第18条において準用する場合を含む。）の規定により国等が行う行為に係る通知は、この取扱要領に定めるところに準じて行うものとする。

第2 保全事業の執行

(施設の設置)

1 市町村は、県自然環境保全地域において規則第5条各号に掲げる施設を設置しようとするときは、当該県自然環境保全地域の保全計画によるものとし、条例第9条第2項の規定により保全事業の執行の承認を受けるものとする。

(承認申請書の進達)

2 地域振興局長は、保全事業の執行承認の申請書が提出されたときは、これを審査し、その不備を整えた上、その処分の権限が事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）により委任されているものを除き知事に進達するものとする。この場合において必要があると認めるときは、次に掲げる事項について調書を添えるものとする。

(1) 保全計画との関係

- (2) 現況
- (3) 必要性及び効果
- (4) 自然環境に及ぼす影響
- (5) 事業内容の適否
- (6) 諸否に関する意見及び承認する場合の条件
- (7) その他参考となる事項

(承認後における内容の変更等)

- 3 既に当該県自然環境保全地域において保全事業の執行の承認を受けているものが、さらに保全事業に係る行為をしようとするときは、改めて保全事業の執行の承認を受けるものとする。したがって、例えば当該事業施設の増改築等の変更にあっては、その変更部分について、改めて保全事業の執行の承認を受けるものとする。

(自然探勝園整備事業として行う保全事業)

- 4 保全事業が、自然探勝園整備事業補助金交付要綱の規定に基づき県の補助を受けて執行するものであるときは、規則に定める様式による執行承認申請書の備考欄にその旨を記入するとともに、当該補助金交付申請書と同時に地域振興局長に提出するものとする。

第3 許可

(許可申請書の進達)

- 1 地域振興局長は、条例第10条第3項又は第11条第3項第6号の規定による許可の申請書の提出をされたときは、これを審査し、その不備を整えた上、その処分の権限が事務処理規則により委任されているものを除き知事に進達するものとする。この場合において必要があると認めるときは、次に掲げる事項について調書を添えるものとする。

- (1) 保全計画との関係
- (2) 行為地及びその付近の状況
- (3) 施行方法の適否
- (4) 自然環境に及ぼす影響
- (5) 諸否に関する意見及び許可する場合の条件
- (6) その他参考となる事項

(市町村長への照会)

- 2 地域振興局長は、前項に規定する許可申請書の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは行為地の所在する市町村の長に対し申請書の写しを送付し、自然環境保全のための意見を求めるものとする。

(許可後における内容の変更)

- 3 規則第7条又は第15条に規定する申請の内容のうち、申請者の住所及び氏名、行為の種類、目的、場所、行為地及びその付近の状況若しくは行為の施行方法又は許可内容として確定された行為の着手若しくは完了の日を、当該許可を受けた後に変更しようとするときは、新たに許可申請を行わせるものとする。

なお、この場合においては、許可申請書の備考欄に、既に許可を受けたものであるものの変更であること、当該許可処分の日付け及び番号、その他必要な事項を記載させるものとする。ただし、申請書の住所又は氏名の変更については、申請者が同一人である場合に限り、当該事項を届け出ることによって足りるものとする。

第4 届出

(届出に対する指導)

- 1 条例第10条第6項若しくは第8項、第12条第1項、第17条第1項若しくは第20条第1項又は規則別表第3の3の(4)若しくは別表第4の3の(2)の規定による届出書が提出されたときは、必要に応じて風致景観又は行為地周辺の環境に及ぼす影響を最小限にとどめるよう指導するものとする。

(届出書の進達)

- 2 地域振興局長は、条例第12条第1項、第17条第1項若しくは第20条第1項又は規則別表第3の3の(4)若しくは別表第4の3の(2)の規定による届出書が提出されたときは、不備を整えた上、その処分の権限が事務処理規則により委任されているものを除き知事に進達するものとする。この場合において必要があると認めるときは、次に掲げる事項について調書を添えるものとする。
 - (1) 行為地及び行為地周辺の状況
 - (2) 自然環境に及ぼす影響
 - (3) 市町村の土地利用に関する計画との適合についての意見（行為がゴルフ場の新設の場合の市町村長の調書に限る。）
 - (4) 禁止、制限又は必要な措置に関する意見
 - (5) その他参考となる事項

(市町村長への照会)

- 3 地域振興局長は、前項に規定する届出書の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは行為地の所在する市町村の長に対し届出書の写しを送付し、自然環境保全のための意見を求めるものとする。

なお、届出に係る行為がゴルフ場開発の場合は、市町村長に対して第5の1の判断基準に基づき、同意するか否かについての意見も求めるものとする。

第5 自然環境の保全のために満たすべき要件

(要件の判断基準)

- 1 規則第45条に規定する自然環境の保全のために満たすべき要件（以下「要件」という。）は、行為の行われる地域の自然環境の特性を考慮して判断するものとする。
なお、行為がゴルフ場開発の場合は、行為地の所在する市町村全域の自然環境の保全上の支障について、当該市町村の土地の利用に関する長期的横想等と調和することも併せて考慮して判断するものとする。また、大規模開発行為についての具体的な要件は、別表第1に掲げるとおりとする。

(行為の禁止等)

- 2 地域振興局長は、行為の届出があった場合において、当該行為が要件に適合しないときは、その処分の権限が事務処理規則により委任されているものについて必要があると認められる場合は、条例第12条第2項（条例第18条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定により当該行為を禁止し、制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずるものとする。

なお、大規模開発行為が、自然公園法（昭和32年法律第161号）若しくは長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）の規定に基づき指定された自然公園の普通地域又は自然環境保全法（昭和47年法律第85号）の規定に基づき指定された自然環境保全地域の普

通地域において行われるときの行為の基準は、別表第1によるものとし、当該行為がこれに適合しないときで、必要があると認められるときは、当該法律又は条例の規定に基づき必要な措置をとるものとする。

第6 自然環境影響調査

(調査事項及び方法の指導)

- 1 条例第22条第1項に規定する自然環境影響調査の具体的調査事項及び方法については、別表第2に掲げるものとするよう指導するものとする。

(届出に対する指導等)

- 2 地域振興局長は、自然環境影響調査の届出があった場合において、その受理の権限が事務処理規則により委任されているものについて審査し、また必要な場合は、関係機関、学識経験者等の意見を聞いた上、当該届出に係る行為が自然環境に重大な影響を及ぼすと判断されるときは、助言し、指導し、又は条例第12条第2項（条例第18条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定により当該行為を禁止し、制限し、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ずるものとする。この場合において、当該届出に係る行為が、自然公園法若しくは長野県立自然公園条例の規定に基づき指定された自然公園の普通地域又は自然環境保全法の規定に基づき指定された自然環境保全地域の普通地区において行われるときは、当該法律又は条例の規定に基づき必要な措置をとるものとする。

第7 自然保護協定

(自然保護協定の締結)

- 1 協定は、行為の届出の受理その他の権限が事務処理規則により地域振興局長に委任されているものについては当該地域振興局長、その他のものについては知事及び関係市町村長並びに当該行為者の間において締結するものとする。

(協定の性格)

- 2 協定は、地域の実情に即し自然保護に留意した開発を行うためのものであり、行為の行われる地域の特殊性に十分配慮しつつ最善の自然保護対策及び必要な安全対策が講じられるよう措置するものとする。

(協定の締結方法)

- 3 協定の締結は、当該締結をする行為について条例の規定に基づく届出がなされた後速やかに当事者の間で協議し、それぞれの合意の上で調印するものとする。この場合において、当該行為が県関係機関と関連があると認められるときは、あらかじめ当該機関と協議するものとする。

(履行の確保)

- 4 協定の違反に対しては、協定の性格を十分に認識の上、要請、指導、助言、勧告等の方法により協定の履行について十分の配慮をするものとする。

(協定の内容)

- 5 協定は、別表第3に掲げる事項のうち必要なものについて当事者の間で協議し、締結するものとする。

(植生回復工事等保証金)

- 6 植生回復工事等保証金（以下「保証金」という。）の取扱については、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 開発行為の廃止等に伴う植生回復又は防災のために必要とする工事（以下「回復工事等」という。）の施行に必要な資金の確保を図ることを目的とする。
 - (2) 回復工事等の施行の確保を図るため行為者と知事は契約を締結するものとする。
 - (3) 行為者は当該契約に当たって連帯保証人を立てるものとする。
 - (4) 保証金の額は、行為者と知事が協議して定める額とするが、回復工事等をおおむね施行するに足る額を目途とする。
 - (5) 行為者は、保証金を知事と協議して定める金融機関に定期預金により預金し、知事のために質権を設定するものとする。
 - (6) 知事は、開発行為が完了したことを確認したときは、質権を解除するとともに定期預金証書を行為者に返還するものとする。
 - (7) 知事は、行為者若しくは連帯保証人が知事の定める期日までに回復工事等を施行しなかったとき又は完了しなかったときは、行為者又は連帯保証人に代わって保証金及びその利息の範囲内において回復工事等を施行することができるものとする。
 - (8) 知事が代わって回復工事等を施行した場合において、保証金及びその利息の合計が回復工事等を完了するに要する経費を上回ったときは、知事は行為者又は連帯保証人にその差額を返還するものとする。

第8 報告

(委任事項の報告)

- 1 地域振興局長は、事務処理規則により委任された事項に関し、別記様式により毎年4月末日までに前年度分について知事に報告書を提出するものとする。

(不許可又は禁止等の処分についての報告)

- 2 地域振興局長は、その処分の権限が事務処理規則により委任されている行為について、不許可とし、禁止し、制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命じたときは、申請書又は届出書の写しに処分の理由を添えて速やかに知事に報告するものとする。

第9 違反行為

(違反行為に対する予防等)

- 1 許可、届出等に関して、巡視の励行、監督等の方法により関係者を指導し、違反行為の予防、発見に努めるものとする。

(中止命令等)

- 2 地域振興局長は、違反行為を発見したときは違反行為をできる限り正確に把握し、必要と認める場合は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条及び第241条の規定により告発の手続をとるものとする。この場合において、その処分の権限が委任されているものについては、中止命令、原状回復命令その他必要な措置を講じ、その内容を速やかに知事に報告するものとする。

なお、処分の権限が委任されていないものについては、必要事項を調査の上意見を付して速やかに知事に報告するものとする。

第10 損失補償

(損失補償請求に関する意見)

地域振興局長は、条例第28条の規定により損失補償の請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項に関する調書を添えて知事に進達するものとする。

- (1) 請求に至るまでの経緯
- (2) 請求理由及び請求額の当否に関する意見及び資料
- (3) その他参考となる事項及び資料

第11 その他

(特別地区とその他の地域地区にまたがる行為)

- 1 県自然環境保全地域の普通地区、郷土環境保全地域又は大規模開発調整地域において届出を要することとされている行為が、県自然環境保全地域の特別地区にまたがるときは、許可の申請内容に全体を含ませることにより届出は完了したものとし、その処分は許可の処分に従うものとする。

(2以上の地域振興局にまたがる行為)

- 2 許可又は届出を必要とする行為が2以上の地域振興局の管轄区域にまたがる行為においては、主たる行為地の所在する市町村を管轄する地域振興局長が知事に進達するものとする。

(行為の範囲)

- 3 同一事業者が、相互に関連があると認められる行為を数期又は同一地区内の数か所に分けて行うときは、全体計画で把握するものとし、全体計画が条例又は規則で定める許可又は届出の基準を超えるときは、許可又は届出をさせるものとする。

(開発に伴う施設等の管理)

- 4 開発に伴う施設等の管理については、自然環境の保全及び災害の防止上、十分行われるよう事業者に対して指導するものとする。

(書類の提出部数)

- 5 条例又は規則の規定に基づき提出する書類は、地域振興局長に提出するものにあっては2部、知事に提出するものにあっては3部提出させるものとする。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。